

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問26（情）第2号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成26年7月23日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、〇〇漁業協同組合（以下「本件漁協」という。）の共同漁業権区域（以下「本件海域」という。）及び本件海域を除く広島県海域のそれぞれについて、これらの海域で操業する〇〇漁業に関する紛議、漁協又は漁業者からの苦情、他の漁業とのトラブル等（以下「〇〇漁業に関するトラブル等」という。）を記録した文書の開示請求をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、上記1の開示請求のうち本件海域に関するもの（以下「本件請求」という。）については、条例第7条第2項及び第13条の規定により行政文書存否応答拒否の決定（以下「本件処分」という。）を、本件海域を除く広島県海域に関するものについては、条例第7条第2項の規定により行政文書不開示決定を行い、それぞれ平成26年8月5日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成26年10月3日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立人は、実施機関と〇〇漁業の許可の運用に関して争いがあり、実施機関に対し、当該許可の運用の理由等についてはっきりしたことは教えてもらえず、実施機関には本件請求に答えたくない動機があり、かつ、答えていない可能性が高いと思われるだけの前例もある。

一切情報を開示しないという決定は、開示請求の趣旨に沿わないと考える。

(2) 異議申立人が請求した内容から、次に主張するとおり、部分開示等を行えば、保護されるべき利益を損なうことになるとは認められない。

(3) 条例第10条第2号（個人情報）該当性について

ア 実施機関は、少しでも開示すれば個人情報が保護できないと主張しているが、特定が不可能になるまで不開示部分を拡大して部分開示すればよい。なお、実施機関は被通報者や情報提供者の「推定が可能になるおそれがある」場合についても不開示要件足り得ると主張しているが、こうした解釈は不開示の裁量を不当に拡大したものとする。

イ 異議申立人は、単なる通報や苦情だけでなく、〇〇漁業を巡るトラブルや紛争等について、実施機関が自らの言葉で作成した行政文書の開示も求めており、こうした文書を開示しても、個人情報保護への脅威になるとは考えられないので、単なる通報や苦情の類以外の文書は開示し、存在しなければ不存在通知を行うべきである。

ウ 実施機関は、今回の請求だけでは事案の特定ができなかったとしても、同種の請求を繰り返せば事案の特定が可能になると主張するが、そうした懸念が生じた場合に適切に不開示又は存否応答拒否を行えばよく、現段階でこうした仮定を元に条例で定められた権利を制限するのは不適切である。

(4) 条例第10条第6号（行政執行情報）該当性について

ア 実施機関は、通報事案の特定が可能になるとの前提のもとに処分理由を説明しているが、日時及び場所の両方又はいずれか一方、あるいは行為の内容等の一部を不開示とすれば事案の特定を防ぐことは可能である。よって、例えば、日時及び場所等を隠して通報件数だけでも分かるように開示する、あるいは通報等をもとに実施機関が再構成して記述した文書を開示するなど、条例第10条第6号に該当しない情報に限定して開示しても、開示請求の目的を容易に達成できるので、実施機関の主張は成立しない。

イ 実施機関は、情報を開示した場合は証拠等の発見、収集、保全等を困難にする行為が行われるおそれがあると主張する。しかし、実施機関が想定している行為が、いわゆる現行犯が行うものを指すのであれば、そうした行為を防止できるまで行為の内容等を秘匿して開示すれば良いし、いわゆる遺留品的な証拠の隠滅を指すとしても、〇〇する〇〇漁業では、〇〇であり、証拠隠滅の可能性を考慮する必要はない。したがって、実施機関が示した根拠は極めてあいまいで、県民の権利を制限する根拠としては不十分である。

ウ なお、実施機関は、当該海域における〇〇漁業の密漁行為に対して有効な取締りが行えていない事を認めており、その上でこうした密漁行為に対する取締計画の策定等の努力を怠っているのに、本件請求に対する対応の理由として漁業取締り上の都合を言い募るのは不当である。

(5) 条例第13条（行政文書の存否に関する情報）該当性について

ア 実施機関は、同趣旨である本件海域を除く広島県海域に関する開示請求に対し、平成26年8月5日付けで不開示とする決定を行っており、対象区域が異なるだけの二つの請求について異なる対応を必要とする適切な理由が想定できず、異なる対応をしている意味が分からない。

イ 特に、異議申立人が操業している漁業権区域の方だけ「存否応答拒否」とされ

ることで、異議申立人の〇〇漁業について何かトラブルがあったかのように受け取れる。

ウ 実施機関は、「違反操業を行った者から開示請求があった場合等」には、文書の存否を答えるだけで請求者に通報の有無、捜査の開始等を確認あるいは類推させ得ることが想定され、漁業取締りに関し正確な事実の把握を困難にする又は違法な行為を容易にする等のおそれがあるとしているが、異議申立人は〇〇漁業の違反操業をしておらず、違反操業を行った者から開示請求があった場合という前提に基づいて権利を制限するのは不適切である。そして、実施機関の上記の懸念は断定ではなく、仮定又は単なる可能性であることを示す表現を重ねて使用しており、その根拠はきわめてあいまいであることは明白である。

エ 実施機関は、時期や海域を限定して開示請求を行うことで、通報事案、ひいては被通報者や情報提供者の特定あるいは推定が可能になるおそれがあるとしている。このうち、時期については日時に関する情報を不開示とすれば懸念は払拭されるし、そもそも異議申立人は時期を限定した開示請求は行っていないのだから、この前提は当たらない。そして、海域を限定した請求についても、狭い方の本件海域だけでも操業する漁業者、付近を航行する一般船舶の船員、一般住民等、通報を行い得る者の数は相当数であるため部分開示等を適切に行えば実施機関の懸念は払拭できる。

オ なお、条例第13条該当性に関する実施機関の主張は、不開示又は存否応答拒否が必要な理由についてのものであり、「同一の請求事案に対して異なる対応を行ったこと」の根拠にはならない。

(6) 追記

異議申立人は実施機関と〇〇漁業の許可の運用について争いがあり、実施機関の持つ〇〇漁業に関する種々の情報を確認した上で、当該運用に対する具体的な主張を行う必要があったが、実施機関が情報を不開示又は存否応答拒否という形で秘匿したため、自らの知る範囲でしか主張できず、議論を深化させることができなかった。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第13条は、「行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるとき」は、「当該行政文書の存否を明らかにしない」で開示請求を拒否することができるものと定めたものである。

「保護されるべき利益を損なうこと」とは、条例第10条の各号に該当する不開示情報の規定により保護すべき利益が害されることとなる場合をいう。

(2) 条例第10条第2号（個人情報）該当性について

ア 条例第10条第2号は「個人に関する情報」であって「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することは

きないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

イ 本件請求は、〇〇漁業に関するトラブル等を記録した行政文書の開示を請求したもののだが、本件海域という限定された海域における情報であり、本件海域で〇〇漁業を営む者及び情報提供者も限られる。このことから、仮に、実施機関に情報提供があったとすると、本件請求に係る情報の存在を明らかにした場合、被通報者や情報提供者等の個人を確認あるいは推認させ、逆恨みによる情報提供者捜しなどの行為が行われるおそれがあるため、特に、情報提供者等の権利利益を害するおそれがある。

ウ また、本件請求に係る情報の存否だけでは事案の特定ができなかったとしても、対象海域や行政文書の作成時期等の指定を変えて開示請求が繰り返されることにより、存否を公にした場合、情報提供のあった海域や時期が絞られる。このように、繰り返し請求されることで事案が発生した時期や海域が明らかになり、被通報者や情報提供者等の個人を確認あるいは推認させ、上記イと同様、特に情報提供者等の権利利益を害するおそれがある。

エ このように、本件請求に対し、行政文書の存否を答えるだけで、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため、条例第10条第2号の不開示情報に該当する。

(3) 条例第10条第6号該当性について

ア 本件請求は、〇〇漁業に関するトラブル等を記録した文書の開示を請求したもののだが、漁業に関する紛議、苦情等が当機関に寄せられる場合は、漁業関係法令の違反に起因することが多く、違反通報や取締要請等の情報及びこれに対する対応等の情報も含まれることになる。

イ 本件海域という限定された海域において〇〇漁業を営む者は限られており、漁業関係法令違反を行った者等から開示請求があった場合、その存否を答えただけで、実施機関に対する通報等の有無、捜査開始の有無等を確認あるいは推測させ、その結果、当該行政文書が存在する場合は、証拠等の発見、収集、保全等を困難にするための行為が行われるおそれがあり、また、存在しなかった場合は、取締機関に情報提供されていないとして違反操業を助長するおそれがある。

ウ 〇〇漁業に関するものではないが、過去に、情報提供に基づき行政指導を行ったところ、情報源を秘匿していたにもかかわらず、当該指導を受けた者が逆恨みをして情報提供者を捜し出そうとし、その結果、押しかけられた者から、実施機関には今後情報提供をしない旨の通告があったことがある。こうした事実を踏まえると、本件海域のように限られた海域でトラブルが発生すればその関係者は限られるため、仮に、〇〇漁業に関するトラブル等について実施機関に情報提供がなされるとすれば、その事実を明らかにするだけで、トラブル等の事案、情報提供者が特定又は推測されるから、情報提供者は、一般に逆恨み等による情報提供者捜しが行われることをおそれて、実施機関に情報提供をしなくなるおそれがある。

エ このように、本件請求に対しては、対象となる行政文書の存否を答えるだけで漁業取締りに関して、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為を容易

にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため、条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

(4) 条例第13条（行政文書の存否に関する情報）該当性について

ア 異議申立人は、実施機関は本件請求に対しては存否応答拒否とし、本件海域を除く広島県海域における請求に対しては不開示としており、対象区域が異なるだけであるのに異なる対応を必要とする適切な理由が想定できない旨主張する。

イ 実施機関としては、いずれの開示請求も、漁業関係法令の違反の通報や取締り等の情報を含むことになるため、行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうおそれがあると考えるが、本件海域を除く広島県海域における請求については、当該海域が広範囲なものであること、行政文書の作成時期が特定されておらず、これまでに〇〇漁業について苦情や違反通報等が行われていないとは常識的にいえないことから、行政文書の存在は明らかにしたうえで不開示決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、本件海域で操業する〇〇漁業に関するトラブル等を記録した行政文書の開示を請求したものである。これに対して実施機関は、本件請求は本件海域という限定された海域における〇〇漁業に関するトラブル等を記録した行政文書の開示を請求したものであり、本件海域で〇〇漁業を営む者及び情報提供者が限られることから、当該記録の存否を答えるだけで、条例第10条第2号及び第6号の不開示情報を開示した場合と同じ結果を招くことになるとして、条例第7条第2項及び第13条の規定により、行政文書存否応答拒否の決定を行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 存否応答拒否制度について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、行政文書が存在している場合にあつては開示又は不開示を回答し、存在しない場合にあつては存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼしたりすることがあり得る。

このため、条例第13条は、対象となる行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる場合を例外的に規定しているものである。

(2) 存否応答拒否処分の妥当性について

ア 異議申立人は、実施機関は事案の特定が可能になるとの前提のもとに本件処分

の理由を説明しているが、日時及び場所のほか、行為の内容等の一部を不開示とすれば事案の特定を防ぐことは可能であり、また、本件海域においても情報提供者となり得る者は多数いることから部分開示を適切に行えば、情報提供者を特定することはできないため、実施機関が主張するおそれが生じる部分を除いて部分開示することは可能である旨主張している。

イ 一方、実施機関は、限定された海域でトラブルが発生すれば関係者は限られることから、仮に本件請求に係る行政文書が存在する場合に、その存在を明らかにすると、〇〇漁業に関するトラブル等の事案、情報提供者等が特定又は推測されることにより個人の権利利益が害されるおそれがあるとともに、一般に、情報提供者が逆恨み等による情報提供者捜しなどが行われることをおそれて、実施機関に情報提供をしなくなるおそれがあり、逆に、行政文書が存在しない場合には、そのことを明らかにすると、取締機関に情報提供がされていないとして、違反操業を助長するなど漁業取締りの適正な遂行に支障を生じるおそれがあるため、行政文書の存否を明らかにすることができない旨説明する。

ウ 条例第10条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と規定している。そして、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの例として、取締り等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれを挙げている。

エ 本件請求は、本件海域という限定された海域での〇〇漁業に関するトラブル等について記録された行政文書の開示を求めるものであるから、仮に、当該記録が存在する場合、その存在を明らかにすることは、本件海域において生じた〇〇漁業に関するトラブル等について実施機関に情報提供がなされたことを明らかにすることになる。

このため、まず、仮に、当該トラブル等について実施機関に情報提供がなされたことを前提に、そのことを明らかにした場合、実施機関が主張する漁業取締りの適正な遂行に支障を生じるおそれがあると認められるか検討する。

オ 一般に、ある事案に関係する者が少なければ少ないほど、対象となる者が特定又は推測されやすくなり、それがトラブル等について情報提供をした者ということであれば通常、当該トラブル等の相手方に自らが情報提供者であることを知られることを忌避するものと考えられる。上記第4の(3)のウのとおり、過去に情報源を秘匿していたにもかかわらず、行政指導を受けた者が逆恨みをして情報提供者捜しが行われ、押しかけられた者から実施機関には今後情報提供をしない旨の通告があった事実を踏まえると、本件海域における〇〇漁業に関するトラブル等の情報提供者となり得る者が限られれば、情報提供の事実が明らかにされることを前提とすると、情報提供者は、自らが特定又は推測されて逆恨みされることなどをおそれて、実施機関に情報提供をしなくなるおそれがあることは否定できない。

カ そこで、当審査会において、情報提供者が限られる理由について実施機関に確

認したところ、〇〇漁業の漁法から本件海域の中でも操業区域が限られること、実施機関への情報提供者となり得る者は、本件海域における漁業秩序を守ろうとする本件漁協の組合員であると考えられるが、規模が小さい漁協であり、その中で〇〇漁業の許可を受けている者は限られるといった本件漁協特有の事情、〇〇漁業との漁獲対象の重複状況などを踏まえると、情報提供者となり得る者が推測されたり、誤解されたりする可能性があるとのことであった。

キ 実施機関への情報提供の端緒は、違反操業等の発見やトラブルの発生と考えるのが自然であるし、本件海域は本件漁協の単独漁業権の区域であるから、情報提供者となり得る者は、本件海域における漁業秩序を守ろうとする本件漁協の組合員と考えられ、本件漁協の事情や〇〇漁業との漁獲対象の重複状況などを踏まえると情報提供者は限られるとの実施機関の説明は首肯できるところである。さらに、実施機関に確認したところ、実施機関では漁業協同組合を通じて、密漁等漁業関係法令違反等の事実があれば情報提供するよう呼びかけるなどして漁業者とさまざまな関わりを持っている一方、一般船舶の船員や一般住民とは接点が薄く、こうした事案の通報先として一般に知られているのは海上保安庁であるから、実施機関に情報提供する者は一般的に漁業者であるとのことであった。加えて、実施機関によれば、本件漁協の組合員構成は長期にわたって変動が少ないとのことであるから、たとえ期間を限定しなくても情報提供者は限られると認められる。

ク さらに、漁業関係法令違反等を含むトラブル等の情報は、限られた体制の中で漁業取締りを効果的に行うため有益な情報と認められるから、当該情報の提供がなされなくなることは、実施機関が行う漁業取締りの適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ケ 以上のとおり、仮に、本件請求に係る行政文書が存在する場合、その存在を明らかにすることは、条例第10条第6号の不開示情報を開示した場合と同様の結果を生じさせることになることと認められる。

コ 逆に、仮に、本件海域における〇〇漁業に関するトラブル等を記録した行政文書が存在しないとして不存在決定をした場合について検討すると、当該行政文書が存在しない場合には不存在とし、存在する場合にのみ存否応答拒否をしたのでは、存否応答拒否をする場合には当該行政文書が存在することが推測され、条例第10条第6号の不開示情報を開示した場合と同様の結果を生じさせることとなるため、存否情報を明らかにしないためには、当該行政文書が存在する場合であっても、存在しない場合であっても一律に存否応答拒否とする必要がある。

サ 加えて、本件請求と同様の開示請求が繰り返され、ある時点で情報提供がなされたことにより対象文書が存在し、開示又は部分開示により「ある」ことを明らかにすることになれば、当該トラブル等の事案は、「ない」と回答した時点から「ある」と回答した時点までの間に生じたものであることが明らかになり、トラブル等の事案が特定されやすくなるため、情報提供者は、上記キよりもさらに、自らが特定又は推測されて逆恨みされることをおそれて情報提供しなくなるおそれが高いと認められる。

なお、異議申立人は、同種の開示請求が繰り返されて事案が特定される懸念が生

じた場合に不開示又は存否応答拒否とすればよく、繰り返し請求された場合を仮定して、本件請求に対し存否応答拒否とすることは不適切である旨主張するが、条例に定める情報公開制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであるから、同一の開示請求者が繰り返し同種の行政文書の開示請求をすることも可能である。そうすると、仮に、本件請求に係る行政文書がない場合に不存在決定をし、繰り返し請求されて、文書等が存在することになった段階で存否応答拒否したとすると、存否応答拒否された時点では行政文書があること、つまり、実施機関に対し情報提供があったことが推測されることになるため、本件請求に対しても存否応答拒否する必要がある。

シ したがって、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにすることは、条例第10条第6号の不開示情報を開示することになるため、条例第10条第2号該当性について判断するまでもなく、条例第13条の規定により、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した本件処分は妥当と認められる。

(3) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、単なる通報や苦情だけでなく、〇〇漁業を巡るトラブルや紛争等について、実施機関が自らの言葉で作成した行政文書の開示も求めており、こうした文書を開示しても、個人情報保護への脅威になるとは考えられない旨主張する。しかし、実施機関が自らの言葉で作成した行政文書であっても、仮に、当該行政文書があるとすれば、これを開示することにより、実施機関に情報提供がなされたことが明らかになるため、上記(2)と同様に、その存否を明らかにせず、本件請求を拒否する必要がある。なお、仮に、当該行政文書がないとした場合も同様である。

イ さらに、異議申立人は、実施機関は本件請求に対しては存否応答拒否とし、本件請求とは区域が異なるだけの、本件海域を除く広島県海域における〇〇漁業に関するトラブル等の開示請求に対しては不開示としており、異なる対応を必要とする適切な理由が想定できない旨主張している。

確かに、いずれの開示請求も、請求している行政文書は、〇〇漁業に関するトラブル等を記録した行政文書であるが、その対象となる海域が異なることで、それぞれの開示請求に対して行政文書の存否を明らかにした場合に保護されるべき利益を損なうこととなるか否かに違いがある。つまり、本件請求は、本件海域という限られた海域におけるものであるから、その関係者は上記の(2)のキのとおり限定され、行政文書の存否を明らかにするだけで、情報提供者は、一般に自らが特定又は推測されて、逆恨みされることなどをおそれて漁業取締りに必要な情報が提供されなくなるおそれがあると認められる。一方、本件海域を除く広島県海域に係る請求については、対象海域が広範囲であり、行政文書の作成時期も限定されていないこともあり、実施機関は、これまでに実施機関に情報提供がなされていないとは常識的にいえない旨説明する。そうすると、対象文書が存在することは明らかであり、対象文書の存否を答えるだけで保護されるべき利益を損なうおそれがあるとは認められず、存否応答拒否をすることはできない。

以上のことから、実施機関が本件海域の請求と本件海域を除く広島県海域の請求

について、異なる決定を行ったことは、不合理とはいえない。

ウ なお、異議申立人は、実施機関が違反操業を行った者から開示請求があった場合を前提として、本件処分を行った理由を述べた部分に対し、異議申立人は違反操業をしていないから、違反操業を行った者から開示請求があった場合という前提に基づいて権利を制限するのは不適切である旨や実施機関の〇〇漁業の許可の運用について争うに当たり、実施機関が存否応答拒否としたため議論を深化させることができなかつた旨主張する。

しかし、条例に定める情報公開制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示可否の判断に当たっては、開示請求の対象である行政文書が広く一般に公開されることを前提としており、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、開示決定等の結論に影響を及ぼすものではなく、これらの主張は上記判断を左右するものではない。

エ 異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
26. 11. 19	・ 諮問を受けた。
26. 11. 21	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
27. 1. 13	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
27. 1. 14	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
27. 2. 27	・ 異議申立人から意見書を収受した。
27. 3. 4	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
27. 9. 24 (平成 27 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
27. 10. 23 (平成 27 年度第 7 回)	・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。
27. 11. 20 (平成 27 年度第 8 回)	・ 諮問の審議を行った。
27. 12. 25 (平成 27 年度第 9 回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 1. 29 (平成 27 年度第 10 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院准教授
横 山 信 二 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授